

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【公表番号】特表2016-522819(P2016-522819A)

【公表日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-046

【出願番号】特願2016-512111(P2016-512111)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/06	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
A 6 1 P	25/20	(2006.01)
A 6 1 P	25/18	(2006.01)
A 6 1 P	25/22	(2006.01)
A 6 1 P	25/24	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	11/08	(2006.01)
A 6 1 P	11/06	(2006.01)
A 6 1 P	11/04	(2006.01)
A 6 1 P	11/02	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	13/10	(2006.01)
A 6 1 P	13/02	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	27/14	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	11/14	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/4152	(2006.01)
A 6 1 K	31/245	(2006.01)
A 6 1 K	31/445	(2006.01)
A 6 1 K	31/167	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 M	35/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/06	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	25/00	1 0 1
A 6 1 P	25/06	
A 6 1 P	25/04	
A 6 1 P	25/20	
A 6 1 P	25/18	

A 6 1 P	25/22	
A 6 1 P	25/24	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	11/08	
A 6 1 P	11/06	
A 6 1 P	11/04	
A 6 1 P	11/02	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	13/10	
A 6 1 P	13/02	
A 6 1 P	15/00	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	37/08	
A 6 1 P	27/14	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	11/14	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/4152	
A 6 1 K	31/245	
A 6 1 K	31/445	
A 6 1 K	31/167	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 M	35/00	X

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月21日(2017.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 鎮痛薬と(iii)麻酔薬とを含む、特定の脳神経と関係する疾患の治療用医薬組成物であって、

該医薬組成物は、そのような治療を必要としている被験体の外耳道に、前記被験体の特定の脳神経の活動を、前記医薬組成物が投与されていない被験体における前記特定の脳神経の生理学的活動と比べて生理学的に変更するのに十分な濃度で投与するためのものである医薬組成物。

【請求項2】

前記特定の脳神経が、三叉神経、顔面神経、舌咽神経または迷走神経である請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記疾患が、喘息、神経性咳、ヒステリーアーク、痙攣性発声障害、胃食道逆流性疾患、肥満、血管迷走神経反射障害、慢性気管支炎、喘息性気管支炎、低血圧症、高血圧症、糖尿病、膀胱痙攣、月経困難症、骨盤痛、膀胱炎痛、遺尿症、排尿障害、性交疼痛症、多量月

経流量期、頻尿、痙攣性発声障害、いびき、アレルギー性鼻炎、血管運動性鼻炎、慢性副鼻腔炎、慢性鼻鬱血、アレルギー性結膜炎、くしゃみ、しゃっくり、鼻炎、嚥下障害、過敏性腸症候群、胃炎、食欲抑制、慢性疲労症候群、線維筋痛症、不安、鬱病、不穏下肢症候群、家族性企図振戦、片頭痛、自閉症圏、不安頭痛、不眠症、睡眠障害、失行症および頸肩痛からなる群から選択される少なくとも1つである請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記鎮痛薬が、アンピロン、ジピロン、アンチピリン、アミノピリンおよびプロピフェナゾンからなる群から選択される少なくとも1種のピラゾロン誘導体であるか、アンチピリンであり、

前記麻酔薬が、ベンゾカイン、クロロプロカイン、コカイン、シクロメチカイン、ジメトカイン、ラロカイン、ピペロカイン、プロポキシカイン、プロカイン、ノボカイン、プロパラカイン、テトラカイン、アメトカイン、アルチカイン、ブピバカイン、シンコカイン、ジブカイン、エチドカイン、レボブピバカイン、リドカイン、リグノカイン、メピバカイン、ブリロカイン、ロビバカイン、トリメカインおよびそれらの薬学的に受容可能な誘導体からなる群から選択される少なくとも1つであるか、ベンゾカインである請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項5】

耳感染症に罹っていない被験体用のものである請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記医薬組成物が、抗生物質、血管収縮薬、グリセリンまたは酢酸のうちの1つ以上をさらに含むか、溶液の投与形態を有するか、泡沢の投与形態を有する請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記鎮痛薬が、1mL当たり50～60mgの濃度で前記医薬組成物中に存在し、前記麻酔薬が、1mL当たり10～20mgの濃度で前記医薬組成物中に存在するか、

1mL当たり50～55mgの濃度で前記医薬組成物中に存在し、前記麻酔薬が、1mL当たり10～15mgの濃度で前記医薬組成物中に存在する請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項8】

(i)アンチピリンと(ii)ベンゾカインとを含む、扁桃摘出術後の咽頭痛の治療用医薬組成物であって、

該医薬組成物は、該医薬組成物を投与する前の直前の168時間以内に扁桃摘出術を受けた被験体の外耳道に、前記被験体の迷走神経の活動を、前記医薬組成物が投与されていない被験体における迷走神経の生理学的活動と比べて生理学的に変更するのに十分な濃度で投与するためのものである医薬組成物。

【請求項9】

前記医薬組成物を投与する前の直前の48時間以内に扁桃摘出術を受けたものに投与するためのものであるか、

扁桃摘出術を受けてから4時間以内に、前記被験体の前記外耳道に投与するためのものである請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項10】

(i)アンチピリンと(ii)ベンゾカインとを含み、咽頭扁桃切除術後の咽頭痛の治療用の医薬組成物であった。

該医薬組成物は、該医薬組成物を投与する前の直前の168時間以内に咽頭扁桃切除術を受けた被験体の外耳道に、前記被験体の迷走神経の活動を、前記医薬組成物が投与されていない被験体における迷走神経の生理学的活動と比べて生理学的に変更するのに十分な濃度で投与するためのものである医薬組成物。

【請求項11】

前記医薬組成物を投与する前の直前の48時間以内に咽頭扁桃切除術を受けたものに投与するためのものであるか、

咽頭扁桃切除術を受けてから 4 時間以内に、前記被験体の前記外耳道に前記医薬組成物が投与するためのものである請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

(i) アンチピリンと (ii) ベンゾカインとを含み、喘息の治療用の医薬組成物であつて、

該医薬組成物は、そのような治療を必要としている被験体の外耳道に、前記被験体の迷走神経の活動を、前記医薬組成物が投与されていない被験体における迷走神経の生理学的活動と比べて生理学的に変更するのに十分な濃度で投与するためのものである医薬組成物。

【請求項 13】

直前の 48 時間以内に喘息発作を起こしたものに投与するためのものであるか、

直前の 60 分以内に喘息発作を起こしたものに投与するためのものであるか、

前記医薬組成物の前記投与後に前記被験体をモニタリングし、前記被験体が別の喘息発作を患っていることが示されたものに前記医薬組成物の第 2 の投与を行うためのものである請求項 12 に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

(i) アンチピリンと (ii) ベンゾカインとを含み、食欲抑制用の医薬組成物であつて、

該医薬組成物は、そのような治療を必要としている被験体の外耳道に、前記被験体の迷走神経の活動を、前記医薬組成物が投与されていない被験体における迷走神経の生理学的活動と比べて生理学的に変更するのに十分な濃度で投与するためのものである医薬組成物。

【請求項 15】

24 時間の間に少なくとも 3 回投与するためのものであるか、

前記被験体が空腹を感じた直後に、前記被験体の前記外耳道に前記医薬組成物を投与するためのものであるか、

食物が前記被験体により摂取される約 20 分～約 60 分前に、前記被験体の前記外耳道に前記医薬組成物を投与するためのものであるか、

食物の摂取と同時に、前記被験体の前記外耳道に前記医薬組成物を投与するためのものである請求項 14 に記載の医薬組成物。